

事 務 連 絡
令和2年2月20日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

今後、新型コロナウイルスへの対応に伴い、障害福祉サービス事業所等の運営にも影響が及び、特に就労継続支援A型・B型事業所においては、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。

就労継続支援A型については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第192条第6項では、「賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」とされていますが、今回の新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、指定基準同条同項ただし書を適用することができます。

また、就労継続支援B型についても、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」により、前年度の平均工賃月額の前年度に当たって、インフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、工賃支払対象者の総数から除外することが可能となっていることから、今回の新型コロナウイルスへの対応についても同様に取り扱うこととして差し支えありません。さらに、同通知において、災害等で一定の

条件を満たす場合には、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とするとされているところであり、今回の新型コロナウイルスへの対応についても、同様に取り扱うことを可能とします。具体的には、当該事業所又は取引先企業等において新型コロナウイルスへの対応が必要となった場合において、これに伴い、生産活動収入の減少が見込まれ、当該事業所の工賃支払額が減少することが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合にも可能とします。

なお、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所については、国内の感染拡大防止に万全を期すため、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その２）（令和２年２月14日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）」等を踏まえ、感染症対策等に努めていただいているところですが、これに引き続き対応いただくとともに、市町村においても、例えば、事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、必要に応じて、在宅でのサービス利用を認める等、感染拡大防止の観点から柔軟な対応を適宜検討いただきますようお願いいたします。

以上について、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、特段の配慮をしていただくとともに、市町村、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所等への周知をお願いいたします。